薬第1802号

平成25年６月５日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する

規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第９条の規定に基づき知事指定薬物を指定するとともに、条例第10条第２項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」を定めるため、平成25年６月５日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

１．知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる２物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物として指定しました。

一　１－（３－フルオロフェニル）－N－メチルプロパン－２－アミン及びその塩類

二　１－（３，４－メチレンジオキシフェニル）－２－（ピロリジン－1－イル）プロパン－1－オン及びその塩類

三　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

２．「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」の規定

　　上記１．に示した物質について、次に掲げる用途を条例第10条第２項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」として規定しました。

（１）次に掲げる者における学術研究又は試験検査

 ①　国の機関

 ②　地方公共団体及びその機関

 ③　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関

 ④　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（２）薬事法（昭和35年法律第145号）第69条第４項に規定する試験の用途

（３）薬事法第76条の６第１項に規定する検査の用途

（４）犯罪鑑識

（５）（１）から（４）までに掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途

３．施行期日

平成25年６月５日

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701